

小国町公民館運営審議会条例新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。</p> <p><u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、地域活性化の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。</p>